

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（火災防護設備用ハロンボンベ等の設置場所変更等）に係る事業者ヒアリング【4】」

2. 日時： 令和5年5月24日 10時30分～12時15分

3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高橋管理官補佐、深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他担当者6名

東海第二発電所 保守室 機械Grマネージャー※ 他担当者8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり。

（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 補足説明資料（令和5年4月7日提出）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の高橋です。ただいまより、
0:00:06	日本原子力発電株式会社東海第2発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請に関わるヒアリングを開始します。
0:00:16	それでは、
0:00:18	日本原子力発電から説明を開始してください。
0:00:26	はい、原電ヒロキでございます。
0:00:28	それでは本日申請書の中の補足ですね、設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料、こちらの補足の1からですね。
0:00:42	ご説明したいと考えております。
0:00:47	よろしければ補足資料ですね。
0:00:50	ご覧になっていただきたいと思います。
0:00:53	ヤマダの補足1でございまして、
0:00:57	設計及び工事計画変更認可申請における、適用条文等の整理についてでございます。
0:01:05	これはもう、
0:01:07	概要の方から、
0:01:11	説明。
0:01:13	わかりました。はい。はい。では
0:01:19	2ページ目になりますけども1ポチで概要になってございます。
0:01:24	今回、当該発電所の火災防護設備のハロンボンベ及び二酸化炭素をボンベ等について、以下、以下の通り変更するため設計及び工事計画の変更認可申請を行うということで、
0:01:37	これはこれまでもご説明して参りました12ですねハロンボンベ、個数名称等の変更、それから熱交の要目表におけるエネルギー面積の変更。
0:01:47	ということになってございまして、これらに対する条文のですね、整理をするとともに適合性の確認が必要となる条文を明確にいたします。
0:01:57	2ポチが、技術基準の技術規則の適用条文の整理の結果でございまして、
0:02:06	両方ですねまずハロンボンベ及び等への技術基準の適合条文はいいかとするということで、まず、ハロンボンベ条文整理ですね。
0:02:17	点点点で以下下表及び補足4に示す、並びに添付書類ということで整理しております。
0:02:25	そこも同様です。条文する下表及び補足5というところで整理をしていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	ということになってございます。
0:02:34	まとめキーになりますけども、これらに対する適時適合条文の整理をです、詳細を以下に示してございます。
0:02:42	今回こちらの方のは、本ベース熱交ではないポンベの方の
0:02:49	適用条文に対する説明をいたしたいと思っております。
0:02:54	申請対象は、両括弧 1 ですけども
0:02:58	火災防護設備消火設備、2 ポチで消火系で両括弧に容器イデ常設となつてございましてハロンポンベそれから二酸化炭素ポンベ評価コードしかし配管で常設となつてございます。
0:03:12	3 ページに参りますとこちら熱交になつてございまして 8 原子炉補機冷却設備で 8.1 で、原子炉補機冷却系で両括弧に熱交換器で常設、同じく熱交換器ですね。
0:03:25	それと、9 としまして原子炉冷却材浄化系、浄化設備、
0:03:31	9.1 で原子炉を冷却材浄化系両括弧 1 の熱交換器非再生熱交となつてございます。
0:03:39	原案に凡例としまして丸三角バツと、それぞれ整理している情報が入つてございます。
0:03:46	それでは参ります。
0:03:49	4 ページでございます。
0:03:51	こちらのハロンポンベ及び二酸化炭素ポンベ、紙配管に対する技術基準。
0:03:59	規則に対する良い判断とその理由となつてございます。
0:04:03	まず第 4 条の
0:04:07	設計基準対象施設の地盤でございまして、こちらの三角としておりまして、理由のところに記載しております。変更上から 3 行目ですけども変更後においても設計対象施設の地盤に影響がないことを適合していることを、
0:04:22	確認する必要があり工事の変更、変更の工事の内容に対し、
0:04:28	行政を確認する必要がある条文となりますけども、今回の機器配管系の重量増加が白建屋の時、地震応答解析へ影響ないことを確認できること、ことから、
0:04:43	営業設計方針には変更はないという整理になつてございます。
0:04:49	同じく、第 5 条を地震ですけどもこれ都丸でございまして適用条文という整理にしております。
0:04:59	すいませんこちらはですね、申請書はお出して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	新しい申請書の新しいバージョン 1.31 層、あ、そうですね。
0:05:17	雨森。
0:05:19	根井はございません。今のボンベの方はですね 0 としてございます。
0:05:26	はい。
0:05:27	としてございましてこちらの方は、
0:05:32	まず上ですね設置設置場所及び仕様を変更することから、変更後においても、地震による損傷、損傷の防止に関する設計に影響がない事を確認必要がある。
0:05:44	このため適用条文対象をとしております。
0:05:48	確認の結果、し配管等の改造において必要な耐震性を確保されているこのことから、技術基準の適合性に影響はないというところで整理しております基本設計方針についても変更はないという整理でございますこちらの添付の 2 ということで整理所がございます。
0:06:08	当然添付の方に飛んだ方がよろしいですか一条一条、それともこのままの表の方を、三角。
0:06:17	0 と、三角のところだけご説明差し上げると思ってるんですけども、一条一条、後ろの添付の方に飛んでご説明を差し上げた方がよろしいか。
0:06:28	ということなんですけども、規制庁の高橋です。この表、全般を一度通して説明いただいた後、個別の説明をお願いします。
0:06:46	発見でヒロキで承知しました。それでは続いて、
0:06:51	当該ページにいきますと 6 条を津波による損傷防止でバツにしておりますけども、今回消火設備の改造では、
0:07:01	ボンベですね及び主配管の仕様変更をいたしますけども、津波と設備に該当しないため適用を受けないということで、それぞれにですね適用を受けないというものに対して、
0:07:12	明記してございます。以下同様の説明になりますのでバツの方は割愛させていただきたいと思えます。
0:07:21	5 ページになりまして 11 条、八条九条十条は、バツということで提供を受けないということになってございます。
0:07:32	こちらは同様にですねそれぞれ技術基準規則の例えば 9 条であれば、立ち入り下から 2 行目ですね立ち入りの立ち入り防止に関わる設備に該当しないと。
0:07:42	というような整理ですね、そういう確認をしておりますのでその記載になっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:47	では 11 条の火災による損傷の防止でございますけどこれ適用ということになってございまして、
0:07:54	こちらについても、こちらについては設置場所を仕様変更することから、変更後においても、て火災による損傷防止に関する設計に影響がないこと、これを確認する必要があると。
0:08:05	ということのできる条文といたしております。確認の結果ですけども、ポンベの配置、場所の変更及び重量増加はありますが、
0:08:15	ぎ工事計画で確認された火災防護を行う機器の選定並びに区域及び区画の設定、それから発生防止に係る設計、それから感知消火エース及び影響軽減に対する設計、
0:08:32	その他内部火災に関わる
0:08:35	防護の設計を変更するものではないというところから、議事、技術基準の適合性に影響はないという整理をしております。また基本設計方針についても変更はないということになってございます。
0:08:48	12 条からですね 13 条はバツで次ページ 6 ページ、十四条の安全設備でございます。こちらの三角としてございます。
0:08:59	こちらが真ん中にございますけども原子炉格納容器外の建物を建屋内及び
0:09:06	屋外との設置場所の変更であり、環境条件における設計に変更はないと。
0:09:13	というところから、工事、工事計画に関わる内容に影響は影響を受けないということが明確であるというところ、ところから、技術基準適合性に影響はないという整理。
0:09:24	また、基本設計方針についても変更はございません。
0:09:28	15 条になります。設計基準対象施設の機能を、ございましてこちらも三角となっております。
0:09:36	こちらも同様に設計基準対象施設の機能に関する設計に影響がないこと、これらを確認する必要がある、あります。適用条文となりますけども、
0:09:47	他発電所との共用及び保守点検に係る設計に変更はないというところから、影響を受けないことをが明確に確認できるというところで、
0:09:57	営業を受けないものと、
0:10:00	基本設計方針についても変更はないという整理です。
0:10:04	それから、十四条材料び構造でございまして、こちら 0 となっております。こちらもですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:13	変更後における材料及び構造に係る設計、これらに影響がないことを確認する必要があるというところで適用条文といたします。
0:10:22	結果でございますけども、主配管の必要な強度、こういったものについては確保されているというところから技術基準の適合性には影響はないと。
0:10:34	という整理、いいです。基本設計方針についても変更はございません。
0:10:40	次ページ7ページです。18条から、27条こちらにつきましては適用外味ナイトウを整理をしております。
0:10:49	同じく、8ページでございますして28条から38条においても適用外と。
0:10:58	9ページでございます。9ページも39条から、48条についても適用外と。
0:11:05	10ページでございます49条、51条までこちらはこちらはですねSAですね重大事故と対象施設に関する条文整理や技術基準規則の条文整理となっております。
0:11:18	49条から51はバツなっておりますして52条ですね、火災火災による損傷の防止、こちらのDB11条と同様でございます。
0:11:29	こちらは、こちらに対しましても、同様にですね、呼気公益工事計画確認されたSA重大事故等対処施設の火災防護、3方策に対しまして、
0:11:41	設計を変更するものではないというところから影響を受けないと、というような整理になってございます。基本設計方針についても変更はないという整理です。
0:11:50	53条50条バツとなっておりますして次ページですね、11ページ、こちらが55条から63条をすべて適用外から12ページの64から72適用外となっております。
0:12:04	13ページ、も、73条から78条の適用がイトウというように整理されております。
0:12:13	ここまでがポンベの技術金との適合性の確認ということになってございます。
0:12:22	そこはいいんだよね。
0:12:24	熱交ですねこちらにつきましてはまた別途担当が違いますんでここ飛ばさしていただきたいと14ページから、
0:12:34	19ページですね、こちら側の熱交になってございますのでこちらまた別にご説明差し上げたいと思います。
0:12:45	では20ページですけども、別紙としまして、こちら側の条文整理の詳細というように記載をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:54	二つ目の丸ですけども添付書類の資料構成については今回改造による駅、近隣カーですね、工事計画で確認されて適合性への影響の整理のため、以下に示す構成としておりますということで、
0:13:10	補足の表のですね判定基準が0の場合、123 ということで整理しております。そういったものが別紙として記載されてございまして、
0:13:21	21 ページからですね、具体的な
0:13:27	マルと三角のものに対して説明がが入っております。
0:13:39	21 ページでございまして、
0:13:44	こちらが第4条の設計基準対象施設の地盤ということになってございませす。
0:13:54	1、1 ポツとしまして基準適合性の確認範囲ですけども①で地盤の健全性評価及び評価方法ということで整理しております。
0:14:05	B、C、それぞれございまして、まず、工事計画にですけども既工事計画においては、
0:14:14	耐震設計の基本方針としまして、設計基準対象施設における建物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算出する地震。
0:14:26	営力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力、支持力を有する地盤に設置することを記載しているということで、これらの記載がですね、5-2-1-1、
0:14:40	耐震設計の基本、基本、
0:14:43	方針の概要ということで、
0:14:45	記載がございまして、
0:14:47	そちらがですね、
0:14:53	26 ページか。
0:14:54	26 ページに飛びます、こちらでですね①のということでここに21 ページに記載しているこの数字はですね、
0:15:04	それぞれの項目になりますけども26 ページでいけば、2 ポチで耐震設計の基本方針で2.1 になりまして基本方針ということで、
0:15:17	①のこれ、これがですね提供されるということで、この両括弧1 両括弧2、適用されるということになってございまして、さらに27 ページにおいて①のということで、
0:15:32	ここで設計対象施設における、建物構築物及び土木構築物関連について、耐震重要度分類の各クラスに応じて算出。
0:15:42	スルー自身が地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を、を有する地盤に設置するという記載がございまして、こちら

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に影響があるかないかというようなところの整理というようにしてございます。
0:15:58	4 ページに戻った 21 ページに戻っていただきますと、続いてB、①のBということで、それぞれ 3 点。
0:16:07	5-1-8-3、これが原子炉格納槽、格納施設の基礎に関する説明書、それから 5-2 のQ2 ですが、
0:16:18	原子炉格納容器底部コンクリートまっ等の耐震性に対する計算書、それから 5-2 の 9-3-4 で原子炉建屋基礎の耐震性についての計算書、
0:16:30	こちらを整理してございまして、
0:16:33	こちらがこれが①のBという整理になってございまして、
0:16:41	それぞれに、まず、28 ページでございまして、こちらが 5-1-8-3 ということで格納容器施設の基礎に関する説明書を添付してございまして。そのうちの、
0:16:52	次のページですね 29 ページに 49 と、下にございまして、こちらがI-B としまして基本方針に記載され、
0:17:01	その中で、1 ページ、30 ページになりますけども、地盤の健全性ということを表 2-1 で示してございまして。
0:17:10	さらにその下になりまして、I-B01Bで③、④となりますけども、ここで 5-2-9-2-2、コンクリートマットに耐震性についての計算書ですね。
0:17:23	こういったものを適用しているということと、それから後の 5-2-9-3-4 ということで原子炉建屋の基礎と耐震性ということ呼び出してございまして。
0:17:33	それに対して、31 ページでございまして、下段の 4 条の 11 の中に、3.2 としまして地盤の健全性評価という説明がございまして。
0:17:48	それらを受けまして、
0:17:52	32 ページには、コンクリートマットの耐震性についての計算書、こちらはおつけ呼び出してございまして、33 ページになりますけども、
0:18:02	01Bとしまして真ん中になります。格納容器底部コンクリートマットの評価は、というところでここで整理をしているところございまして、
0:18:15	それらを受けまして。次のページの 30、36、5 ページですね。
0:18:22	評価方法ということで、こちらも
0:18:27	同様にですね、評価においてテーマとですねコンクリートマットの強度について、
0:18:33	確認をすると、という記載になってございまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:38	36 ページにその評価結果を受けていると。
0:18:44	同様にですね 37 ページが 5-2-9-3-4 ということで建屋基礎等の耐震性についての計算書、
0:18:55	ということで、こちらも 38 ページからになりますけども、原子炉を棟基礎及び附属棟の基礎の評価はというところで記載が評価を実施するというところになってございまして、
0:19:10	これを受けて、40 ページになりますけども、評価方法を、
0:19:17	現行同様ですね、評価方法を整理している。
0:19:20	それから、それを受けた 41 ページに評価結果ということで、確認したというところで記載がございまして、
0:19:32	これがB項目になってございまして、同様に、と同じように、
0:19:39	20 持丸、21 ページに戻っていただきますと、
0:19:43	②ですね、接地圧の算出、それから③で、地盤の支持力に対する算出ということで、それぞれ整理をしております。
0:19:55	これに対して 22 ページになりますけども、
0:20:00	こちらの確認結果ということになってございまして今ご説明差し上げたA AかA確認と長ですね。
0:20:09	上から参りますと 5-2-1-1、耐震設計の基本運営方針の概要ということで、確認結果が、
0:20:18	地盤の健全性に関わる基本方針であり、ポンベ及びポンベ及び者配管の改造により変更がないことを確認しましたということで①のaというところで整理をしている。
0:20:31	同様に、
0:20:33	選んですけども、5-1-8-3、それから 5-2-9-2-2、それから 5-2-9-3-4 というところでも、同様に支持力に対する評価ですね実施しておりますと。
0:20:46	設置案Ⅱは地震応答解析に基づく動的解析の結果から算出しているため、今回の火災防護を設備用に、
0:20:59	設備をハロンポンベ及び二酸化炭素ポンベの設置場所を工数変更等ですね、より評価方法に変更がないことを確認したというところで、①のBCというところで整理、
0:21:10	それから、補足の 4、こちらもご説明しましたけども、
0:21:15	こちらについてもですね②としまして、設置場所の変更があるものの大幅な質量増加となる仕様ではないということを確認したということの結果にしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:30	それからその下ですね 5-2-2-1、原子炉建屋の地盤応答解析、こちら②で整理をしてございますけども、
0:21:38	同様にですね原子炉建屋地盤の接地圧の評価に変更はないということを確認しているというところでございます。
0:21:47	23 ページでございますけども結果の継続で、5-2-1-3 の地盤の支持性に関する基本方針ということで、こちら設置場所個数等ですね。
0:21:59	変更がございまして、へいへいによる変更がないことを確認したと、これが③ということで整理しております。
0:22:06	24 ページにまとめがございまして、今回の火災防護よボンベイですね、設置場所個数等を変更においては、地盤の健全性に関わる基本方針及び評価方法に変更はないと。
0:22:21	それから、機器配管系の重量が増加するものの、原子炉建屋の各標高を、
0:22:30	してですね、自然、重量は 16 万KNから 23 万。
0:22:37	というところを、であり、今回の機器配管系の重量ですね増加は 120t というところで非常に小さいというところから原子炉建屋の地盤応答解析の影響はないという評価整理をしてございます。
0:22:51	訂正KBE対象施設の地盤ですね、関わる設計にも変更はないというところから、基本方針については変更はないというような整理となっております。
0:23:04	これは 4 条の整理になってございまして、こちらが先ほど、まだご説明してございませんけども①のCが 39 ページ、それから、
0:23:14	②としましては、43 ページになります。
0:23:19	こちらが
0:23:21	5-2-1-6 ということで、②の整理から、44 ページでございまして同様に、図の 2 に示すということでそのフローを示してございます。
0:23:33	次のページから、45、46、47、48 と、そのまま継続されながら、結果ですね、今のモデルの諸元ということで 49 ページ、こちらが対象になるということで丸井満中欄にありますけども、
0:23:52	記載してございます。それから、図の 3 の 15 ということで 50 ページで同様にいいモデルですね 30 表の 3-636 に示してございます。
0:24:04	それから③ということで 52 ページからになりますけども、
0:24:11	5-2 の 1-3 ということで 53 ページ、こちらの方に評価については、というところで地震力により設置いい面で圧力が、支持力に基づく以下であることを確認すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:25	いうところから、次ページの 54 で、
0:24:30	これが
0:24:32	極限支持力という整理をするする中で、その算出方法が 55 ページ。
0:24:39	いうところになってございます。
0:24:42	56 ページからですが、地震によるその第 5 条の地震による損傷の防止の整理となっておりまして、
0:24:50	こちらが、
0:24:52	1 ポチと 1 ポツとしまして基準適合性の確認範囲となっております。 ①同様ですね耐震設計の基本事項についてということで、
0:25:03	ポツとしまして以下に示します添付書類ですね、それらが対象となるということで、5-2 の
0:25:15	1-1 の基本、地震、地震設計の基本方針の概要、
0:25:20	それから、5-2 の別添となります。これは火災防護に関するまとめた資料となっております、別添 1-1、それから 1-4 から 567890 と、
0:25:33	こちらがボンベ、それから紙配管等に関わります、耐震計算書、関連する資料となっております。
0:25:44	次ページの 57 ページでbポツになってございまして、こちらの耐震重要度施設については基準、地震力、地震動ですね、による
0:25:56	地震力に対してその安全性が損なわれない、施設するためというところで以下の手法を基づいて機能を維持する設計、これを確認するとしてございまして、
0:26:08	同様に 5-2-1-1、こっから始まりまして別添の 1-1、それから 4567890。
0:26:17	今回の変更申請に伴い耐震設計の件事項に変更がないことを確認すると、いうことで整理をしてございます。
0:26:27	②58 ページになりますと、②で耐震重要度の分類、これらに対する確認と、いうところで同様ですね、5 シリーズに対する
0:26:41	説明資料、それから、こちらの方で補足の 4 をお呼びしてございまして、こちらについても参照というところでそれに伴いまして変更これに対する変更がないことを確認するということになってございます。
0:26:57	59 ページでございまして、こちらが③ですね、地震力の算出方法というところで、Bと整理をしてございます。
0:27:09	それぞれ地震力の算定方法につきましては、5-2-1-1 で基本方針の概要の示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:19	それからbですけども、同様にですね 5-2-1-1、それから 5-2 の別添 1-1、こちらの基本方針等を整理してございますのでこちらが参照されるということになってございます。
0:27:34	④としまして荷重の組み合わせに対する確認。
0:27:38	こちらに対しましては反動にですね 5-2-1-1、
0:27:42	それから 5-2 の別添 1-1、申し訳ありません括弧で 33 ページとかですね 10、13 ページ 13 号でございますこれは先ほどもご説明いたしました赤ハッチングをかけているところになってございます。
0:27:55	これらを受けまして 60 ページ、⑤として許容限界というものを整理してございまして、Bでございまして
0:28:06	基本法人の概要ですねそちらの方に示してございます。
0:28:13	61 ページですけども、
0:28:17	こちらの波及波及的影響についてという整理になってございましてこちら ABCD の中で整理をしてございます。
0:28:26	同様にですね 5-2-4、1-1、こちらの基本方針、それから 5-2-1-5 として波及的影響に関わる基本方針というものが出てきます。
0:28:38	それからbですけども同様ですね、5-2-1 と 2-1-5。
0:28:44	cポツにおいては外クラスの施設に対する影響を確認する必要があるということで、5-2-1-1、それから 5-2-1-4、5 ですね、こちらが波及的影響に関わるものとなってございましてあとは、
0:29:00	補足の 4、こういった中も参照すると、それからdポツdでございますけども、
0:29:08	こちらについても同様ですね 5-2-1、それから後の 5-2-1-5、それから別添ですね、1-1 の中の整理ということになってございます。
0:29:19	これらに設計影響の変更なく上記方針を踏まえて設計していることを確認するとなってございます。
0:29:27	62 ページが、⑦としまして水平 2 方向及び鉛直方向に対する影響評価ということで、
0:29:35	こちらがですね、5-2 の 1-8 水平 2 方向、それから 5-2 の中に同様ですけども、同じように水平 2 方向に対する
0:29:46	説明、それから別添、1 の充実としまして火災防護に設備における水平 2 方向、
0:29:53	それから補足、ですけども補足 347、それから 13 の中で、水平 2 方向、それから記念分、耐震表、耐震設計

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:04	計算書の補足についてというところ、これらに対しまして、変更ないことを確認するまた、耐震評価に及ぼす影響の評価。
0:30:14	に変更がないことを確認するという整理をしてございます。
0:30:18	これらを受けて、53 ページになりますけども、
0:30:23	確認結果でございますと補足の 4 なんですけどもこちらについては、主配管等ですね改造により当該設備の機能及び設置場所における周辺、
0:30:35	施設に変更がないことを確認しましたということで②、⑥Cが対象になると。
0:30:42	それから、5-2-1-1 と別添 1-1 ですけども、これが 1 から、①から⑥が対象になりまして、荷重の組み合わせ、許容限界等ですね。
0:30:53	設計等の基本方針変更がないということを確認しております。
0:30:58	同様に、下の 2-1-4 でございますけども、こちら②、それから 6Cが対象になりますけども、耐震重要度分類及び波及的影響を考慮すべき施設区分、
0:31:11	基本設計基本方針に変更はないということになってございます。
0:31:16	からその下ですね、2-1-5 の波及的影響、こちらにつきましても⑥が対象になりまして波及的影響を考慮した設計の基本方針変更がないと、ということを確認してございます。
0:31:29	と同様に 5064 ページになりますけども、こちらがこの 2-1-8、水平 2 方向になります。
0:31:38	これらに対しまして、
0:31:41	それぞれですね、⑦アガワ対象になります施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する、この方針ですね、を変更するものではないということを確認しております。
0:31:54	と同様に同じような記載になってございまして、水平 2 方向、それから鉛直方向ですね地震力の組み合わせに関する影響、この変更はないと。
0:32:05	というようなところの整理、それから、モデルですね、3 次元と応答特性を踏まえても原子炉建屋における出典ですね。
0:32:16	A系モデルのモデルの応答は妥当な応答となることを確認しているということで整理しております。
0:32:25	65 ページが継続になりますけども別添 1 から 10 までの整理になってございまして、構造計画に変更はないと。
0:32:37	必要な構造強度を動的機能を確保されているということを確認しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:42	ていうところから、66 ページにおいては、まとめになりますけども、
0:32:47	今回の火災防護設備ですねボンベ及び配管改造については設置場所 個数に変更がございます。
0:32:55	が耐震設計の基本方針変更がないということを確認しているというところ、それから基本方針変更はなく、必要な強度を確保されていることから技術基準適合に影響する影響を与えないという整理。
0:33:09	というところから、地震による損傷防止に関する基本設計方針についても変更はないという整理になってございます。
0:33:17	リーカT67 ページからですね、それぞれ①から⑦という整理をしてございまして、
0:33:24	68 ページが、①のB、Eとなつてござい①のa、bそれからA、
0:33:34	という
0:33:35	ことになってございまして、
0:33:39	工事を、
0:33:45	こちらが耐震設計の基本、基本事項ですね、それらの整理、
0:33:50	それから、
0:33:56	69 ページ、これが⑤になってございまして動的機能に対する地震力に対する説明、それから 70 ページでございまして、こちらも基本事項ですね。
0:34:10	①のBということで整理をしてございます。
0:34:16	71 ページが、②の項目が出てきまして耐震設計の図、耐震重要度を分類となつてこの記載、
0:34:26	それから次のページ 72 ページが波及的影響ですねこれに対する確認ということで⑥のa、b、
0:34:36	と同様に 73 ページでございまして、こちらに同じように⑥の整理ですね、をしています。
0:34:45	それからその下にありますけども、③としまして設計地震力に対する算定方法ということで整理をしているところ、それが次ページ 74 ページ。
0:34:57	303 の継続ですね③のBということで動的地震力に対する、
0:35:03	適用を説明になっております。
0:35:08	それから 75 ページでございまして、④、
0:35:12	としまして機器配管系、こういったものに対する評価に対する説明から、 どういふ 76 ページに対する対しまして下位クラスでBCクラスの機器配管系員、
0:35:25	に対する確認という記載。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:29	それから、77 ページになりますけども、同様にですね荷重の留意事項という記載。
0:35:37	それから⑤になりますけども、後の
0:35:42	それから、次ページ、同様に、後のできつけSクラスに対する、
0:35:47	評価。
0:35:48	それから 79 ページでございますけども下位クラスに対する、
0:35:54	今弾性にとどまるものではないとするという記載。
0:35:59	と同様に 80 ページでございますけども、機能の維持、ドア機能維持ということで動的機能の維持に対する記載。
0:36:10	それから 5-2 の 81 ページ以降ですね、こちらが 5-2-1-4 ということで重要度分類に対する説明書となってございまして、82 ページ。
0:36:23	から、84 の中で消火系ですね表の中で、②⑥Cで対象になる消火系が出てきております。
0:36:34	それから、85 ページになりましてこちらも火災防護設備ということでハロン瓶酸化炭素ボンベ、それから関連配管ということで、ここに記載がございまして。
0:36:47	同様に 86 ページこれが 2-5-1、2-1-5 となってございまして波及的影響に対する説明書、方針なってございまして、
0:36:57	87 ページからですね、66B、それから 6、次ページ 88 ページが 6Cというところの記載。
0:37:08	それから、89 ページに参りまして 6Dのオオキサイ
0:37:15	ここまでが波及的影響、それから 5-2-1-8 としまして 90 ページから水平 2 方向に対する説明になってございまして、
0:37:26	91 ページに今回水平 2 方向地震力の組み合わせということで、適用がある。
0:37:35	どう、
0:37:37	92 ページですけども 5-2-12 としまして同様に評価結果ですね、がの説明になってございます。
0:37:45	93 ページ、94 ページでその結果ですね確認事項を中止したもの、それからまとめという記載がございまして。
0:37:55	95 ページに表を 3 の 2-1 としまして対象設備ですね、こちらの記事がございまして対象は 96 ページになりまして、
0:38:10	A班、配管本体A、それから、サポート等をというところで整理をしているところが対象となってございます。
0:38:20	97 ページでございますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:23	こちらの水平 2 個、2 方向に対する補足となっております。この中の 98 ページに評価フローですね。
0:38:33	を示してございまして、これはこのフローを受けまして 99 ページになりますけども、抽出の結果ですね。
0:38:43	説明している整理しているというところのきち記載、それから 100 ページになりますけどもまとめとして評価した結果を記載してございましてこちら 101 ページまでになってございまして。
0:38:58	影響がないことを確認したというところになってございまして。
0:39:02	それを受けて 102 ページですけどもそれらに対する表ですね、を整理してございまして。
0:39:11	別紙の 3 なんですけども 903 ページとしまして 104 ページですね。
0:39:19	に⑦ということで、1 方向入力 3 方向同時入力というところに記載がございまして水平 2 方向に対する確認、
0:39:29	に対してできたというような説明のし構成になってございまして。
0:39:35	それから別紙の 105 ページ別紙の 4 になりますけどもこれ機器配管系に関する説明資料ということで、
0:39:44	106 ページになりますけども同様にですね、配管本体、サポートを同様の記載ですね表になってございましてそちらの整理、
0:39:54	をしているというところが整理、整理しております。
0:40:00	107 ページからになりますけども、こちらが、
0:40:04	補足の 340-を 13 ということで駆伝分の整理、説明です。になりますて、
0:40:14	109 ページになりますけども、こちらが B-1 ですけども基本ケースの加速度におけるという評価曲線というものを説明。
0:40:25	それから、110 ページでございまして、
0:40:31	対象。
0:40:33	対象となります。資料ですね、説明書に対する項目を挙げてございまして。
0:40:41	これらに基づいた、100111 ページからが火災防護に関わる耐震計算の方法ということで、整理をしてございまして。
0:40:53	これが 5-2 の別添 1-1 となっております、
0:40:57	112 ページでございまして、これもチェック適用条文、これが①の B、E で整理をしているもの。
0:41:04	これは 13 ページからですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:07	ハロンボンベの設備としまして、ボンベラックの基礎ボルトを、及び弁で選択弁。
0:41:16	それから、
0:41:18	114 ページでございますけども、消火栓制御盤、それからボンベ設備、
0:41:26	115 ページにありますけども、
0:41:30	こちらが二酸化炭素関係ですね。に対するラックボルト等を評価、それから、基礎ボルトと、次のページ 116 ページになりますと、
0:41:42	ガス供給の配管ですね配管系に対する
0:41:47	説明聞きたい。
0:41:49	それからそれらをまとめた荷重の組み合わせということで下段になってございます。それが 117 ページまで続いてございまして、このAということで、許容限界と
0:42:02	118 ページが、
0:42:04	⑤の表 3-1 及び出しておりまして、弱、2 位記載するものと、
0:42:12	119 ページになりますけども、
0:42:16	こちらが前ですね設計に対するその評価限界というものを整理している表となっております、
0:42:26	それぞれになってございます基礎ボルト、それからラックガス系配管ということで整理、それから、120 ページですけども、
0:42:37	解析方法とそのモデルの考え方を整理しているところ。
0:42:44	121 ページでございますけども動的機能ですね、の解析関連に対する確認の記載。
0:42:54	それを受けて 123 ページGですけども、荷重の組み合わせ、評価応力状態ということで、対象。
0:43:04	ほ暮らしとそれから 124 ページにおいては発生応力許容力等の説明。
0:43:14	同様に、水平それから鉛直方向、
0:43:17	評価の加速度等を整理しているものとなっております。
0:43:22	125 ページからですね。
0:43:26	こちらがは運ん供給、選択弁ですねセンターで弁の耐震計算書、これが 126 ページからですねクラス指導用に 127、
0:43:40	発生応力等の整理、
0:43:42	128 ページから、これらの他、制御盤ですね、の耐震計算書同様です 129 ページに同様のCクラスの説明、それから 130 ページが発生応力との整理、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:56	531 からですけども、これがボンベになりまして、132、133 ということで同様の整理、
0:44:06	1-134-1-8 になりますけども、こちらも、
0:44:11	同じところが適用されているということで 135、136、
0:44:16	それから、137 で二酸化炭素これは制御盤ですね、二酸化炭素の制御盤。
0:44:23	ということで、138139、こちらも同様にですね、整理をしているところ。
0:44:31	それを受けましてガス供給配管が 140 からですねこちらも同様になってございます。141、142、こちらが発生応力等、
0:44:42	それから、支持構造物。
0:44:46	に対しても、評価するというところで 143 ページ、144 で整理をしてございます。
0:44:56	これらを受けまして具体的に 145 からですね、対象となる。
0:45:04	評価結果をそのまま載せているものが、103245 からですね 44678。
0:45:14	90、51、それから 52 と続いてございます。
0:45:22	153 ページですが、1 の 11 ということで、こちらの水平 2 方向、154 ページに 5-2-1-8 ですね。
0:45:32	これらを踏まえて基準地震動 S_s による地震応力に対してと、
0:45:39	いうものに対する、
0:45:40	評価、評価をするという記載。
0:45:45	で評価フローを図に示すということで 155 ページに同様にですね、そのフローを示してございます。
0:45:53	これらを受けて 156 ページですけども、評価結果がございます。それから影響影響評価の結果ということをお示ししているもの。
0:46:04	157 ですけども表 3-1 として対象ですね。
0:46:09	評価対象部位となってございますそれぞれの項目、
0:46:13	それから、158 ページになりますけども、営業ですね抽出の結果ということで丸三角バーということで整理、
0:46:24	それから、159 ページですけども原案にガス供給配管ということで構造の強度評価に対して記載、
0:46:32	こういったような流れになってございます。
0:46:35	こちらが 5 条ですねの耐震評価というところの整理、
0:46:41	160 ページからになりますけどもこれが 11 条になります。
0:46:47	こちらが火災による損傷の防止ということで 011 の基準適合性ですね確認評価、これは S01 の中には B、E とございまして、それぞれ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:03	火災防護を行う機器等選定する方、方針をですね、記載しているものとして、補足の4、それから5-1の1-7。
0:47:14	もう下線部に関する説明書、
0:47:17	それからbポチとして
0:47:21	そのた不AAA発電用原子炉の附属設備のうち火災防護に係る機器を配置した図面。
0:47:30	それから、同様に消火設備の図面、それから説明書、こちらですね、組合員に対する火災区画区域区画に対する設定の方針、
0:47:41	こういったものに対しまして、
0:47:44	変更がないことを確認していくという整理。
0:47:48	それから、次ページ161ですけども、②としまして発生防止、それから、A3方策になりますので、
0:47:56	③の感知消火、それから次ページ162ページですけども、影響軽減に対する設計、それからその他内部火災に対する火災防護の
0:48:10	設計、
0:48:11	これに対して
0:48:13	それぞれにですね、方針等、それから異常状態を収束できる設計、こういった設計に変更がないことを確認するということになってございます。
0:48:24	163ページからになりますけども確認結果ということで補足の4につきましては、
0:48:33	まず機器等の設計方針にまず変更はないということからですね、火災区域区画の設定に変更がないことを確認しております。
0:48:44	それから構造ズーでございますけども、主配管ですねボンベ及び配管を改造により、火災区域区画の設定、これも変更がないということを確認していると。
0:48:56	ということで①で整理をしてございます。
0:48:58	次ページ164ページでございますけども5-117、
0:49:03	説明書、大仲ですけども、こちらも
0:49:08	区域、
0:49:09	に関する設定ですね、変更はないということを確認していると。
0:49:15	それから、発生防止の記載がございます。
0:49:19	発生防止についても変更がないと。
0:49:23	それから、共同でとですね確保している。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:27	漢字消火アア、それから機能喪失影響軽減に対する対する確認、こういったものについても変更がないということを確認したということに記載してございます。
0:49:41	これを受けまして 165 ページでございますけども、まとめとしまして、今回のボンベ、それから主配管の改造、これらに対しまして、
0:49:52	発生防止火災区域や発生防止ですね。
0:49:58	それから、不燃性寸材料で構成される構築物というところから、異常状態収束できる設計に変更はないということを確認したと。
0:50:07	というまとめとなっております。
0:50:12	これらを受けてそれぞれの添付書類が 166 ページからになってございまして、167 が基本方針ということで整理をしている。そういったところから、
0:50:24	①②③④ということでこれが対象になってくる。それから、168 ページが発生防止、なりまして②のB、
0:50:36	これは衛生確認ですね。それから、169 ページにつきましては感知、それから消火、
0:50:45	170 ページが火災の影響軽減ということで 3 方策に対するそれぞれの確認、そういったものをの対象を担ってございます。
0:50:56	171 ページが具体的に火災防護の基本事項として記載されているところで 172 ページこれに伴う、
0:51:09	機器の選定、そういったものに対するルーAAAの考え方をですね整理しているところ。
0:51:18	それから、173 ページが対象ですねどこに対象される対象になってるかということで、その対象物、今回①の低圧炉心スプレイ系ですねは、囲ってあります。こちらは
0:51:32	具体的には既存で対象になってございますんでそこを記載していると。
0:51:37	それから 140、100774 ページ、こちらが原子炉の安全停止に関わる機器の選定、板井選定です。
0:51:46	それから、175 ページ、こちらが火災区画区域区画ですね。に対する考え方を示してございます。
0:51:56	176 ページが
0:52:01	原子炉の安全停止に必要な機能を、を達成するための系統ということで整理をしているもの。
0:52:08	それから 170。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:10	失礼しました 70、177 ページ 178 ページ、こちらが対象項目になってございますそちらを示している表。
0:52:20	と、179 ページこちらが具体的発生防止に対する記載。
0:52:26	それに対して 100、108 ページ、発生防止についてということで整理をしているもの。
0:52:34	170181 ページ、182 ページですね発生防止に対する水素関連と、等に対する説明。
0:52:45	それから、103 時 183 ページ 184 ページで可燃性ガスというか水素を含めた可燃性ガスと、
0:52:53	ということの整理発生防止の整理、
0:52:56	185 ページ、186 ページでございますけども不燃性材料、それから、自然さ自然現象ということの整理、
0:53:06	自然現象を受けて 187 ページにそれらに対する地震に対する発生防止ということを整理、
0:53:15	188 ページが、表 4-2 表 4-2 としまして、
0:53:21	水素を内包する設備ということの整理、換気設備ですねそういった整理。
0:53:27	をしているところ。
0:53:28	それから、
0:53:30	189 ページですけども、こちらから感知消火になりまして今回は消火になってございますので、190 ページで 100512 とをしておりますけども表、ここはもちろん感知、
0:53:47	の話から入っております、
0:53:50	へえ。
0:53:51	具体的にねえ。
0:53:54	191 ページ。
0:53:56	192 ページ。
0:53:58	受信基盤とを整理しているもの、それから、193、百九十四、五同様にですね、坂野関連に対する
0:54:09	対象、それから、具体的な 195 ページから紹介にありますけども、5.2 として消火設備についてということで整理をしているところ。
0:54:20	それに対して 196 ページで機能設計、
0:54:24	これらを受けまして 197 ですね。
0:54:28	から、
0:54:31	消火設備に対する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:33	区画の整理、
0:54:36	それから、198 が自然現象に対する整理。
0:54:41	これらを受けまして 199 からですね、第 5-1 を通しまして、まず
0:54:50	感知器関連。
0:54:51	の設備それから耐震関連評価関連が 200 ページ。
0:54:59	と、201 ページ、
0:55:02	こちらが、
0:55:04	消火設備関連ですね、それぞれの項目の整理をしているところから具体的に
0:55:11	どういったものかと例示しているような 202 ページ、203 ページ。
0:55:17	となっております。
0:55:18	最後に 204 ページですけども影響を軽減ということで 3 を作目が、こちらから、
0:55:26	説明
0:55:28	つけているというところで 205 ページ、区域の分離ということで営業系の分離の説明、それから同様に 266 ページですね。
0:55:39	系統分に対する説明。
0:55:41	これらを受けた。
0:55:44	207 ページに対しまして安全停止の対策についてはどうすると、どのようにするというのを整理しているもの。
0:55:51	それに対する影響軽減成功パスの一覧ということで、
0:55:56	対象ですね、
0:55:59	対象区域に対して 208 ページに示してございます。
0:56:04	それから 299 ページでございまして、こちらからですね、その他になりました火災防護計画に関する記載となっております。
0:56:16	こういったもので 123C というふうに整理をしているところ、それから、210 ページに、②の B ということでここでも整理しているというところがございます。
0:56:28	それから、211 ページからですね、どのエリアが対象になっているか、区域区画図をですね、
0:56:36	入れてございます。211 から 12、13、14 ですねどこに物が設置しているかというところでお示しているもの 15、16、
0:56:51	こちらまでが、今の 11 条関連に対する説明になってございます。
0:56:58	それから、第十四条でございますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:02	こちらが安全設備ということで整理をしてございます。こちら側の①ですね環境条件についてということで整理をしているもの、補足の4、それから5-1-1-6。
0:57:16	そういったものをに対してどこがどこを確認するかというところで整理をしているものでこれらをこれはですね安全設備に対して100、218ページですけども確認結果を、
0:57:29	整理しております。
0:57:31	こちらですね、同様に通常運転時の環境条件における設計に変更がないと、まずそこからですね、通常運転時に運転異常を過渡変化及び設計事象ですね。
0:57:44	基準事項で想定される環境条件を考慮した設計に影響がないと、影響を与えないということを確認しているというところ、それから想定されるその下です。環境条件において耐性を有する設計、このように変更はないということも確認できていると。
0:58:00	それから図面等ですね、これも設置場所の変更、これはもう確認しているというところになってございます。
0:58:07	これらをまとめたものが219ページになってございまして同様でございます。
0:58:12	通常運転時、運転時の過渡変化、こういったものに考慮設計に変更はないということを確認したというような整理をしてございます。
0:58:21	220ページから、
0:58:24	5-1-1-6ということで安全性施設設備に関する説明書
0:58:30	がございまして、それぞれですね、①、
0:58:34	ということで、適用される確認する項目としまして221から222、223、こちらで安全安全性設備の設計条件ですね。
0:58:47	を設定するにあたってはと、材料の費用を、疲労劣化と、こういったものに対する説明。
0:58:56	それから、
0:58:57	224、こちらは環境関連、になります。こういった確認事項。
0:59:05	225ページですけども確認方法としてはという、説明ですね、それに対して、備忘Bポツとして環境温度を問う自然現象ですね、環境温度等に対する影響、
0:59:21	そういったものを整理、確認する
0:59:26	部位ですねと、227ページ、228ページ、こちらは12条関連に対して整理をしていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:35	それを受けまして 229 ページですね周辺機器等からの悪影響があるかという整理、地震火災、溢水、そういったものを確認事項は 229 ページ。
0:59:48	これらを受けて 230 ページからですね。
0:59:52	対象をについてはどこをどのように区域角田というところで整理をしているものが、
1:00:01	223220、34、35、36 と続いておりまして、配管系、
1:00:11	すみません、配管系ですね、そちらが 247 ページまで。
1:00:16	対象となる支配下に対する構造図の確認ページとなっております。
1:00:25	248 ページからですけどもこれが野瀬SABですね設計基準対象施設の機能ということで、こちらの確認事項となっております。
1:00:37	①番東海発電所等の共用ですね。に対する相互接続に対する設計、
1:00:43	これに対しましても補足の 4 と 5116。
1:00:46	それから保守点検になってございますこちらも補足の 4 と 5116、これに対しまして、
1:00:53	変更がないことを確認するという整理にしております。
1:00:58	249 ページでございますけども、同様にですね、こちらも、
1:01:04	安全性を損なわないことを確認しましたと、それから保守点検に対する設計に影響を与えないことを確認したという、
1:01:12	結果になってございます。それを受けまして 250 ページまとめとして同じように記載をしているもの。
1:01:20	251 ページからですけども 5116 の安全設計ですね。
1:01:27	ニタイスルー完成説明書を添付してございまして①252 ページで対象確認対象校、
1:01:37	①②県税制の確認。
1:01:40	それから、共用ですね、または相互接続に関わるというところで①。
1:01:46	そちらが 253 ページまで続きます。
1:01:49	それから 254 ページに対しましても共用に対する説明、確認事項の口頭になってございます。
1:01:57	これは 255 になりますけども、
1:02:01	こちらが操作性試験と検査は試検討になってございますけども、それらに対するか確認項目。
1:02:10	それから、256 ページ同様でございましてこちらも
1:02:15	DB設備ですね健全性能力を確認するという確認事項。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:20	257 になりますけども、継続ですねそちらも確認する。5 となつてございまして対象校を記載してございます。
1:02:30	258 ページですけども、こちらが系統を施設の設計上の考慮ということで申請範囲における、これに対する確認項目として対象を挙げてございます。
1:02:42	259 ページには幹細胞、火災防護設備ということで記載がございまして、こちらに対する確認事項ということになってございます。
1:02:55	以上を
1:02:57	になりまして、次に 161 ページになりますけどもこちらが 17 条ですね、材料と構造になってございます。
1:03:06	こちらの基本事項、それから具体的な設計ということで、同様にですね補足の 4、それからこちらの共同になってございまして 5-3-1-4、A クラス 3 機器の強度の基本方針と、
1:03:19	それから具体的設計が、補足の 4、同じく A5 の 3 シリーズになりまして、314 をクラス 3 機器、それから 5-3-11 号、4 館の基本置いた II 計算。
1:03:34	デービーとしまして同様にですね、補足の 4、314、それから 31154 の清
1:03:43	確認ですね、基本方針に変更がないことを確認するということになってございまして、これを受けた確認結果でございますけども、
1:03:53	美酒配管ですね、材料をこちら、に対する適切に設計されているということを確認しておると。それから、クラス 3 の強度、基本設計に対しましても、
1:04:05	設計建設規格または告示 51 号、これに対する材料を使用する設計ということで変更がないということを確認していると。
1:04:17	ということを記載しております。
1:04:20	263 ページが、そのまとめとなっております。
1:04:24	264 ページから、それに対する今日ご説明所になってございまして 314 から、
1:04:33	添付してございます。
1:04:34	265 ページには概要としましてクラス 3 材料を材料及び構造、
1:04:42	それから 266 ページ、これに対する強度計算の基本方針。
1:04:49	それから、267 ページ、268 ページですね、こちらがそれぞれに対応する
1:04:59	記載確認項目。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:02	それから、269 ページですけどもこれまでの規則ですね、そういったものから、
1:05:11	適合したものという使用する設計であるというものに対する確認事項となつてございます。
1:05:18	これは菅野板津経産省の中に
1:05:22	系統図等がございましたのでそちらも確認事項となります。これが 271 ページから
1:05:30	275 ページまで対象の系統図を確認事項として挙げてございます。
1:05:37	これらを受けて具体的に 176 ページですけども対象ですね、対象のどれだという確認、項目を明記している。
1:05:46	277 ページも同様でございます。
1:05:49	最後ですね 12052 条になります。こちら側の衛生関連の幹細胞に係る操作防止ということで、これ 11 条と同様にいいな、同様の整理となつてございます。
1:06:03	その影響軽減がないというところになつてございますので、同じように明記してございます。
1:06:10	長くなりましたが、以上が補足の 1 の条文整理となつてございますそちらを
1:06:18	添付しています。
1:06:22	以上でございます。
1:06:36	原子力規制庁の高橋です。それでは幾つか事実確認したいと思います。
1:07:05	まず 10122 ページですね、通し番号ですけども、
1:07:12	第 5 条の地震による損傷の防止のところになります。
1:07:23	ここの 122 ページにはハロンボンベ設備の耐震経産省で、これは既認可のものかと思いますが、これが添付されておまして、
1:07:35	実際今回の申請では計算書がついていないということでもありますけれども、
1:07:42	今回のですね、ハロンボンベのケーブル処理室用とLPCSポンプ用の
1:07:51	設置床それから個数、重量ですね、それが変更なっておりますけども、
1:07:57	これに対応した計算結果がその許容値を満足している構造共同機能維持ですね。
1:08:07	この各評価の協調に収まっていること、或いは、
1:08:14	崩落とかそういった条件で変更をがないんだというところを、
1:08:19	説明いただけますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:00	うん。
1:09:02	権利ヒロキでございます。
1:09:04	基本的にはですねまず
1:09:08	ハロンボンベにつきましては図面でもお示して、ハロンボンベのうち、ケーブル処理室につきましては、
1:09:20	18 メーターから 14 メーター。
1:09:24	20、22 メーターから 14 メーターに移設変更するということで、まず高さ方向からいきますと、建屋からいきます崩落しているというところで整理をしております。
1:09:39	さらにLPCS数につきましては、L-4 メーターでございます。建屋名称でいきますと 1 階地下 1 階にというふうになりますけども、
1:09:50	マイナスEL4 メーターEL-4 メーターの横スライドになってございますので、こちらは大変耐震評価上変更をできて変更するものではないと。
1:10:01	というような整理になってございまして、
1:10:07	それでは、
1:10:12	こっちの。
1:10:14	イシイでしょう。
1:10:16	申請書。そうですね。
1:10:20	ということです。
1:10:35	申し訳ありません申請書を、のところです、今ご説明差し上げた、2Q 295 ページに、
1:10:48	別添 1-4 ということで計算書ということで示してございまして、296 ページにですね、ハロンボンベAの設備耐震計算書については、
1:11:01	既認可ですね、2018 年、
1:11:07	2 受けました。認可された工事計画によるということで変更がないというところから、変更のない旨だけですね
1:11:17	添付してございます。
1:11:30	規制庁の高橋です。
1:11:32	ちょっとその説明だけではやはりちょっと記載が明文化されていないというところで、
1:11:43	変更が崩落しているとか、そういったことで
1:11:48	変更。
1:11:50	しなくていいんだと、添付書類をですね。
1:11:53	そういった説明を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:57	先ほどの補足 1 とかですね、そういったところに加えていただくと、わかるかなと。あと主配管も、
1:12:09	それと、
1:12:10	今回、ケーブル処理必要は、
1:12:13	変更になってるかと思いますが、これの、
1:12:16	Head耐震計算の結果はどうなんでしょうか。
1:12:26	原電医療でございます。ですね主配管につきましては、申請書の中の 321 ページ。
1:12:35	に添付してございまして、
1:12:47	えっと、こちらはですね結果から申し上げますと、
1:12:53	はい。
1:13:07	332 ページに、
1:13:13	計算条件、それから、4 としまして解析結果を評価ということで、
1:13:18	こちら計算は対象変更になりますので計算をしておりますけども、変更工事計画の変更はないという
1:13:28	ことを記載してございます。
1:13:32	出版しながらですね
1:13:35	何でした。
1:13:36	300
1:13:40	334、それから 335 になりますけども、
1:13:46	こちらが、
1:13:48	すいません。
1:13:50	具体的に、
1:13:52	変更ですね、変更になり
1:13:56	評価した結果、その数値が変わったところとなっております。そちらをですね整理しております、334 でいけば、1 から 18 は変更はないんですけども 19 から 23 に、22 については、
1:14:15	強力な委員なんですけども数値が変わっているところを記載してございます。
1:14:21	そういったように、整理をございましてこれ、これはあくまでも変わったところになってございますので、
1:14:28	これらに対して今後ですね
1:14:36	あの前後比較表をですね今回は補足の 1 ということで、お持ちはしてないんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:42	前回からこのように変わったというところをですねご説明差し上げるのかなというようには考えてございます。
1:14:51	以上、以上でございます。
1:15:35	規制庁の高橋です。
1:15:37	ハロンボンベAに関わる主配管の
1:15:43	計算書につきましてはわかりました。
1:15:46	その他先ほど申しましたように、ハロンボンベ本体、あと弁、その辺が
1:15:54	既認可の経産省ののに包絡される所、条件に包絡されるといったところで、
1:16:02	変更がない旨をですね、補足等に明記していただければと思います。
1:16:12	元ヒロキです。承知しました。
1:16:34	規制庁の高橋です。
1:16:36	続きまして
1:16:43	11条の火災の
1:16:46	による損傷の防止、ここでただ確認ですが、
1:16:55	11条ではデービー設備としておりましてSs機能保持の話が説明の中でありましたが、
1:17:05	これは殊、要求条文としてはこの自然現象によって機能が損なわれることがない。
1:17:13	これの対応としてSs機能保持を
1:17:17	今回、実現していると、いうことで、そういう理解でよろしいでしょうか。
1:17:29	はい元ヒロキです。んの。その理解で
1:17:35	大丈夫。
1:17:36	はい。です。
1:17:40	規制庁の高橋です。では161ページですね、補足1の、
1:17:49	③のところのAにワー感知設備についての耐震クラスに応じた機能を保持する設計方針を記載しているとあるんですが、
1:18:01	Bのところの消火設備については条文がない、文言がないんですが、
1:18:07	これは今の話だと、
1:18:10	今の話ですと消火設備も同様だと思いますので、記載を追加した方がいいかと思いますがいかがですか。
1:18:19	元広井です。今ご説明いただいた通り不足してございます追加。
1:18:26	いたします。
1:18:31	規制庁の高橋です。わかりました。
1:18:35	続きまして同じ11条のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:43	技術基準規則解釈の中で火災防護審査基準、
1:18:50	によることとして
1:18:53	定めておりますが、
1:18:55	火災防護審査基準の前、
1:19:01	体に渡りまして、
1:19:03	適用有無とその理由について整理表で示していただきたいと思っております。
1:19:12	具体的には、火災区域、区画の設定、
1:19:18	それから、火災の消火設備、
1:19:23	の要求については、詳細に
1:19:27	細かい項目ごとに、
1:19:30	その適用を有無と理由を、
1:19:36	記載いただきたいのと、その他、あまり関連していないような、
1:19:44	ものについては、
1:19:50	中項目程度ですね。
1:19:53	括ってですね、大ざっぱに説明、
1:20:01	テッキを生むと理由を書いていたければ、
1:20:05	と思います。あと、その適用して説明を要する項目への審査会合でありましたような、
1:20:13	火災区域、
1:20:16	区画変更前後で変わらないよって話とか、
1:20:20	それから一十分な容量の消化剤。
1:20:25	みたいなところにつきましては、
1:20:28	その整理表の中で、別の説明が必要かと思imasuのでその別の説明の資料と紐付けていただくような形で整理いただきたいと思imasu。
1:20:39	その点いかがでしょうか。
1:20:46	原電、広木でございます。はい。
1:20:51	清につきましては、はい。承知いたしました。
1:20:58	それと整理表の形というか整理につきましてはちょっと別途検討しまして、できた断面で、このようなものでいいかというものをお示しさせていただきたいというふうに考えております。
1:21:15	規制庁タカハシです。わかりました。
1:21:21	続きまして第 17 条、材料及び構造のところの説明の中で
1:21:30	クラス 3 容器の消火設備を本ボンベ、これ完成品でありますけれども、
1:21:38	これについて高圧ガス保安法、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:41	を適用してると。
1:21:43	文中には障防法という記載もありましたけども、
1:21:47	法律技術基準規則以外で今回、
1:21:56	一般品ということで適用している規格ですね。
1:22:01	これについて適合確認しているわけですが、その条文をですねちょっと
1:22:09	示していただくと助かります。
1:22:31	そういうことか。
1:22:34	原電広木でございます。今回ですね、今、中さんおっしゃる通りで高圧ガス等々の、
1:22:42	記載ははい、説明の中にございますけども、実は 5-3-1-5、添付してございません 5-15314 でクラス 3 機器の
1:22:54	強度の基本方針というものを、がありまして、その中でですね 2 ポツの中で、具体的にどういったものを使うかっていうところをですね、
1:23:06	記載、説明しているものになっております。
1:23:11	こちらを
1:23:13	これを入れるのかな、今日もあるじゃん。
1:23:19	あるけども 1 から 4 で、
1:23:22	申し訳ございません 115-1、A5314 については、
1:23:30	そっか、266 ページですね申し訳ありません。こちらを適用しております、
1:23:42	ここに高圧数を記載。
1:23:50	あ、はい。補足になります。補足の 266 ページになりまして、
1:23:57	こちらで
1:24:01	下段の四角になりますけども、クラス 3 容器のうち、完成品ですね高圧ガス保安法というものを受ける紹介をボンベということで、
1:24:13	記載してございます。
1:24:16	こちらが具体的に高圧場数の
1:24:22	どれというものは示してないんだな。
1:24:34	いや、
1:24:39	ないんでしょ。そうだね。そうだね。
1:24:45	申し訳ありません。今のところを受けまして適用条文の高圧ガス法、法のどこということがお示しはされていないので、
1:24:54	別途それはどっかに明記するように対象条文ですね、対象条項については、
1:25:04	明記した方がいいんだよね。うん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:08	同時にですねここに添付してございませんけども、実は 314 の両括弧 2 になりまして技術基準規則ですねと。
1:25:20	高圧ガス保安法の規定の比較という項目がございます。そちらが今回の補足資料の中で、
1:25:31	抜けているというか対象ではないというようには我々ちょっと考え整理しまして、お付けしてございません。ですので今ですね、両括弧 2 になりますので、
1:25:43	これからいくと、4 ページがあって、
1:25:49	今の 268 ページが 4 ページになって下ですねナカ 4 ページになってございます。次 5 ページとしまして、次、269 ページが 6 ページになってまいります。
1:26:01	この間の 5 ページに、両括弧 2 としまして今の比較というものを、を説明している項目がございますので、こちらをですね中に織り込むような形で整理させていただきたいと考えております。
1:26:20	規制庁のタカハシです。
1:26:21	クラス 3 容器の材料、構造及び強度の規定と高圧ガス保安法または消防の規定の比較評価、この内容を記載いただくと。
1:26:33	追加いただくということによろしいですか。
1:26:36	玄広木でございますはいそのように整理いたします。
1:26:43	規制庁高橋ですわかりました。
1:26:45	では続きまして
1:26:51	ちょっと今回説明のなかった 52 条の火災による損傷の防止について質問がございます。
1:26:59	うん。
1:27:01	レイジーの 2C2D、
1:27:04	HPCSのDG、
1:27:08	これは
1:27:10	補足の 290 ページ。
1:27:21	2、291 ページ、これによりますと、
1:27:26	SA設備として、施設にの機器リストとして挙げられておりますが、
1:27:36	これは
1:27:39	SA設備を防護する消火設備に
1:27:44	対象に対する
1:27:46	設備は、
1:27:48	今回の消火設備は該当しないのでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:55	はい今回の消火設備ですね、非常用ディーゼル関係高圧、ディーゼル関係につきましては、A制へ対象を機器通して、
1:28:07	抽出してございますので、今回ボンベへの変更ですね、これらも対象、これらが対象になるものと、
1:28:16	というように整理をしてございます。ですので非常用ディーゼル関係につきましては 11 条対象 11 条と、それから 52 条の対象設備と、
1:28:28	いうことで整理しております。
1:28:32	規制庁タカハシです。
1:28:35	わかりました。Aであれば申請の方の
1:28:42	2324 ページの
1:28:48	主要設備リスト等におきましては、※2 で表現されてるかと思いますが、
1:28:57	その※2 が該当するところの 2、CO II ボンベとか、
1:29:04	配管のところにはないと思いますが、これは誤記でしょうか。
1:29:11	はい現在ヒロキでございます。こちら誤記ではございません。申し訳ございません説明が足りなくて申し訳ございません。
1:29:19	小、消火設備に関しましては、設計基準、DB設備のエントリーとなっております、
1:29:29	消火設備自体まずここで申し上げる名称のハロンボンベのデイズー関係そのもの自体は、ここで言う、設計基準時用の
1:29:43	設備と、
1:29:44	ただこのボンベが本ボンベが使用されるというか噴き出す対象設備ですね。
1:29:54	大切対象設備がデービーSAを兼用していると。
1:30:00	というものになってございます。
1:30:03	ですから今回の火災防護設備につきましては、建物の中にはDBSAの機器がございます。
1:30:14	そういったものへの防護設備となりますと、DB設備という扱いになりますので、火災防護用の設置、設備については感知消火になりますけども、
1:30:28	こういったものはすべてDB設計基準地震動のエントリーというか登録になってございます。
1:30:38	規制庁高橋です。
1:30:41	ベビー設備であることはわかっておりましたが、
1:30:45	表で※2 で、わざわざ
1:30:49	SA設備を防護するための消火設備を明示しているものですから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:56	それに、先ほどの説明ですと該当するということであれば、
1:31:00	※2 が何かについてもいいような気がしたんですが、
1:31:05	いかがでしょうか。
1:31:32	いい。
1:31:36	内野。
1:31:44	設備A、
1:31:47	現在ヒロキでございますこうですね
1:31:51	24 ページGでございますけども、あくまでも
1:31:57	衛生設備ということになると下に※2Eを飛ばしてございまして、ええよ。
1:32:05	ここでいう常設、重大事故対象設備緩和設備を防護する対象設備というようなところで、
1:32:15	一応SSASAとそれからデービーですね
1:32:22	DBにも衛星にもない、例えば 23 ページでいきますと、SA電気室関係緊急電気室関係になりますけども、
1:32:32	こちらについては、そもそも
1:32:38	設計基準でもなければ、重大事故等の設備でもないというバーに、
1:32:44	なっております。で、正しい※2 でそれは何かっていうとアマノ 10 台常設重大事故等緩和をする、防止をするせ、消火設備ですよっていうことを、
1:32:57	明記してございまして、
1:33:00	ここです、差別化ではないんですけども、
1:33:05	そのように基本的には
1:33:09	設計基準、
1:33:11	設計基準ですねデービーの設備イダ県だけとかそういうようにSA Bに対する記載の記載分けをですね、しております。
1:33:25	規制庁タカハシです。補足の 292293 に、
1:33:31	緊急用の関係の設備が蓄電池とか載っておりますけども、これが今ほどおっしゃったSA設備の
1:33:46	対象という認識でよろしいですか。はい。広木です。はい。西結果でございます。であればSA設備ですね、同じ先ほどのデージーも、方はSA設備と、
1:34:00	で、違うのはSAとDBが兼用してるのが、デイジーであると。
1:34:06	で、
1:34:07	SA設備の立場でいうと、SA設備を防護するための消火設備として、今回の二酸化炭素ポンペは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:16	該当するという認識でよろしいですか。
1:34:26	はい。原電、広木でございます。今の考えはですね、あってございます。ただやはり表現の仕方かなというふうに思っておりますので、
1:34:43	ちょっとはい。こちらにつきましては記載関係について持ち帰り別途後、ご回答させていただきたいかなというふうに考えます。
1:34:54	規制庁タカハシ先生わかりました。では整理しますと、52 条のSAに関わる火災による損傷の防止の
1:35:02	適用条文になるということによろしいでしょうか。
1:35:10	だね。
1:35:13	はい、できる条文になりますはい。
1:35:18	規制庁高橋ですわかりました。では先ほどとDBと同じ質問ですが、
1:35:24	このSA設備を防護する消火設備としてのSs機能保持は、この 52 条の
1:35:32	自然現象により機能が損なわれないとする要求に対応したものであると理解してよろしいでしょうか。
1:35:51	そうですね
1:35:53	三瓶元ヒロキでございます 302 ページ、補足の 302 ページですね地震による火災の発生防止、
1:36:02	というところですね。
1:36:04	ええ。
1:36:06	こちらが対象になっているという説明記載になってございますので、そのままになっております。
1:36:13	はい、ではここで読んでということで理解しました。
1:36:18	ちょっと全般的なことを最後、
1:36:25	ですね、いきたいと思います。
1:36:28	細かいところはまた別途の
1:36:32	ヒアリングで申し上げますけども、ちょっと大きなところをちょっと申し上げたいと思います。
1:36:39	今日説明のなかったRCWCUW熱交換器の伝熱面積の設定根拠を確認することが、
1:36:49	こちらの方で、書類ではできませんでしたので、その設定根拠に関する説明書を
1:36:56	添付していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:37:06	はい、承知いたしました。
1:37:10	2 点目は、同じくRCWCUW熱交換器の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:15	有効伝熱面積の散水に必要な情報については、構造図に図示することを、
1:37:23	設工認手続きガイドの7ページ目に記載がございます。
1:37:27	これに基づいての同構造図を添付していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:37:35	現在ヒロキでございました。
1:37:48	規制庁の高橋です。ではよろしく願います。私からは以上です。
1:38:01	はい。規制庁深堀です。やはりどこの計算書を作り直して、どこは、こういう理由で、従来の既許可を持ってきていいなっていう、
1:38:16	そこをちょっと簡単に1枚ものでまとめといていただくとありがたいっていうのが一つですね、これ先ほど室井さんの方からもそうやって言われたので、そこをよろしく願います。
1:38:29	あと私の方は耐震設計で、
1:38:34	まとめの方で重量増カーとしては20tぐらいしかなくて、それで全体が、その1000倍ぐらいに万トンぐらいあるので、
1:38:48	素行に対しては1000分の1ぐらいの増加しかないので、影響が小さいと。なので今までの耐震計算の中でそういう、
1:39:00	保守性の値っていうのをとっているんで、その中で吸収できるぐらいの増分しかないっていうそういう理解をしているんですが、それはよろしいですかね。
1:39:09	玄土肥でございます。はい。その通りでございます。
1:39:15	もう1点はですねラックとかというのは、
1:39:21	いつ通カー7使う数字忘れちゃったんですが、それを1通のくりとして作っているんで、それを大井楽んのか。
1:39:33	個数として一つとかふやすだけなので、ラック単体の件数、耐震計算に発生するそのボール等の部分だとか、
1:39:43	そういうところには変更がないので、それについては、従来の既認可で使っている耐震計算書をそのまま持っているっていう、そういう理解でよろしいですか。広くございます。その理解で
1:39:58	結構でございます。
1:39:59	はい、わかりました。
1:40:00	最初に言った通り、やはりどこの計算やり直して、どこの計算は従来のものが使えるっていうところをうまくまとめていただければ、我々も読みやすくなりますので、
1:40:13	よろしく願いたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:16	はい、承知しました。
1:40:20	原子炉規制庁の高橋です。規制庁からは以上です。
1:40:25	事業者のみ、方から何かありますか。
1:40:33	東海第2発電所からは何かございますか。
1:40:43	本開発処理です。これでしょうか。
1:40:47	全体を通して確認事項ございます。
1:40:58	盛さん聞こえてます。
1:41:37	ところです。
1:41:53	質問ありますが、質問とか、全体通して確認事項。
1:41:59	はい。
1:42:02	ちょっと待ってください。マイクで拾います。
1:42:05	盛さんどうぞ。
1:42:07	はい。
1:42:08	交換機の構想図を添付するようというご指摘がありました。
1:42:12	これはですね、今補足説明資料に構造載せたかと思うんですけども、ベクトルではなくて、新たに、添付書類として店舗、
1:42:23	を出すという理解でしょうか、そこを確認したいです。
1:42:28	規制庁の高橋です。熱交換機の構造図は、添付書類で出すかというご質問ですけれども、
1:42:38	既認可の添付、
1:42:42	図関係を確認したところ、
1:42:46	RHR熱交について、そのようになっておりますので同様に、添付図として提出をお願いします。
1:43:01	申請書の添付図です。
1:43:09	SAF
1:43:11	ヤマシタ受けて、
1:43:14	面白い。
1:43:18	をせずにないので、そこに追加することという、
1:43:22	はい。そういうことです。
1:43:30	はい。
1:43:35	じゃない。
1:43:36	添付することよろしいですか。お願いします。
1:43:40	はい。
1:43:40	実は遣唐使を検討いたしますので、はい。
1:43:45	で、まとめてやりたい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:01	は、発電所からもう1点、
1:44:05	確認します。
1:44:08	ミヤモト設定根拠についても御説明という話もあったんですけどそちらにつきましても、添付書類として出すという理解でしょうか。
1:44:18	規制庁タカハシです。
1:44:20	熱交換機の設定根拠。
1:44:23	これにつきましても、RHR熱交と同様に、添付書類として提出をお願いします。
1:44:35	ご発言していかがでしょうか。
1:44:40	ちょっと声が多かったんですけどもRRと同様に、
1:44:43	添付書類として容量設定根拠を出すというふうに聞こえましたけどもそれで間違っていないでしょうか。はい、その通りです。
1:44:49	はいわかりました。
1:44:51	はい、発電所承知しました。
1:44:55	その他全体として、
1:44:57	ございますか。
1:45:02	それで、発電所も以上で結構です。
1:45:07	規制庁の高橋です。以上もし、
1:45:09	以上をもちまして、東海第2発電所の設計及び工事の計画の変更人さか申請に係るヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。